





事務連絡  
平成24年8月24日

佐賀労働局労働基準部労災補償課長 殿

厚生労働省労働基準局労災補償部  
補償課職業病認定対策室長

石綿による疾病の業務上外について（回答）

平成24年8月2日付けで協議のあった下記1の事案について、下記2のとおり回答する。

記

- 1 佐賀労働局 労働基準監督署 事案
- 2 本件請求人の胸水は、業務上の「良性石綿胸水」と認める。  
療養補償給付については、

が支給対象となること。

また、当該支給対象となる検査、治療等が行われた日については休業補償給付の対象となるので、休業補償給付が未請求の場合にあっては、早急に請求勧奨されたい。